

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社定款

第 1 章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社と称し、英文では Sony Financial Holdings Inc. と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 生命保険会社、損害保険会社、銀行、その他の保険業法および銀行法の規定により子会社とした会社の経営管理
- ② その他前号の業務に附帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(株主名簿管理人)

第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第9条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第11条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従って、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第12条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第15条 当社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第17条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第19条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役をもって組織する。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の開催は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にその通知を發するものとする。但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会の決議事項につき特別の利害関係を有する取締役は、かかる事項についての議決権を有しないものとする。

(取締役会の書面決議)

第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 役 お よ び 監 査 役 会

(監査役の員数)

第 26 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会)

第 31 条 監査役会は、監査役をもって組織する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の開催は、会日の 3 日前までに各監査役にその通知を発するものとする。

但し、緊急の場合は、これを短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規則)

第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めのあるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 37 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当金)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 39 条 前 2 条に基づく配当金が、支払開始の日から満 3 年を経てもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。

以 上

平成 16 年 4 月 1 日 制定

平成 18 年 6 月 30 日 変更

平成 19 年 6 月 29 日 変更

平成 21 年 6 月 23 日 変更